

自動車の保管場所証明等事務処理要領の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり、自動車の保管場所証明等事務処理要領を定め、平成30年10月1日から実施することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、「自動車の保管場所証明事務処理要領の制定について」（平成3年6月28日付け富交企第543号）は、廃止する。

別添

自動車の保管場所証明等事務処理要領

第1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富山県警察における法第4条第1項の規定による保管場所を確保していることの証明（以下「保管場所証明」という。）、法第7条第1項又は法第13条第3項の規定による保管場所の位置の変更等の届出（以下「届出」という。）等に係る事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

(1) 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

(2) 保有者

自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために当該自動車を運行の用に供するものをいう。

(3) 使用の本拠

保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合は、その住所を、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。この場合において、「住所」とは、保有者（自然人）が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地としている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

(4) 運送事業用自動車

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。

(5) 使用権原書

保有者が保管場所を使用する権原を有することを証明するに足る書面をいう。

(6) 証明申請

自動車の保有者が当該自動車を保管する場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該場所が当該自動車につき保管場所として確保されていることの証明を求める申請をいう。

(7) 書面申請

書面により行う証明申請をいう。

(8) 電子申請

自動車保有関係手続を行うための電子情報処理技術を使用して行う証明申請をいう。

(9) 証明通知

電子申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であって、電子情報処理技術を使用して行うものをいう。

(10) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(11) 保管場所管理システム

富山県警察が管理運用する「自動車保管場所証明管理システム」のことをいう。

第 3 保管場所証明を必要とする自動車

保管場所証明を必要とする自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 1 項に規定する自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）のうち運送事業用自動車を除く次の処分を受けようとする自動車で、政令附則第 2 項第 1 号に規定する区域内に使用の本拠の位置があるものである。

- 1 車両法第 7 条に規定する新規登録
- 2 車両法第 12 条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更を伴うものに限る。）
- 3 車両法第 13 条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴うものに限る。）

第 4 書面申請に係る保管場所証明等事務

1 証明申請に必要な書類等

(1) 証明申請に必要な書類

証明申請に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

ア 規則別記様式第 1 号の自動車保管場所証明申請書（以下「証明申請書」という。）

イ 使用権原書

ウ 規則第 1 条第 1 項第 2 号に規定する付近の道路並びに目標となる地物を表示した保管場所の所在地（以下「所在図」という。）並びに同項第 3 号に規定する保管場所並びにその周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図（以下「配置図」という。）

(2) 使用権原書

証明申請に必要な使用権原書は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。ただし、使用権原が明記されている場合はこの限りでない。

ア 保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号。以下「自認書」という。）

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

土地又は建物をその所有者等から借りていることを疎明する書面として次に掲げるもののうちいずれかとする。

(ア) 駐車場の賃貸借証明書の写し（これがない場合は、駐車場を賃貸借している者であれば通常有している駐車場の料金の領収書等）

(イ) 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号。以下「使用承諾証明書」という。）

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の書面が作成し難い場合において、自動車の使用に関連のある公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

使用承諾証明書

(3) 所在図及び配置図

所在図及び配置図は、保管場所の所在図・配置図（別記様式第3号。以下「所在・配置図」という。）により作成するものとする。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 所在図

(ア) 手書きの場合は、使用の本拠及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記する。

(イ) 保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば、市販等の地図の写しを所在図として、所在・配置図に添付してもよい。この場合においては、使用の本拠及び保管場所の位置を明記する。

(ウ) 使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合は、所在図記載欄を省略することができる。

(エ) 申請にかかる使用の本拠の位置が旧自動車の使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請にかかる保管場所が当該旧自動車の保管場所と同一の場合は、当該旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載した場合に限り、所在図記載欄の作成を省略することができる。

イ 配置図

保管場所の平面の寸法及び保管場所の出入りに使用する道路の幅員を明記する。

2 証明申請の処理

(1) 証明申請の受理

ア 受理要領

証明申請の受理は、次により行うものとする。

(ア) 証明申請は、証明申請を行う保有者（以下「証明申請者」という。）から当該証明申請に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に対し、証明申請書2通、使用権原書1通、所在・配置図1通を提出させる。

(イ) 前記(ア)の場合においては、富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号。以下「手数料条例」という。）に規定する手数料を納付させる。

なお、手数料は、手数料条例の定めるところにより徴収するものであるが、証明申請者が次に掲げる者である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条に規定する特定の者に該当しないので、その徴収を免除する。

a 国又は地方公共団体

b 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）

(ウ) 証明申請を受けたときは、提出された書類を点検し、適正と認めたときは、これを受理する。

(エ) 証明申請を受理したときは、証明申請書の副本に受付印を押印し、自動車保管場所証明受理簿（書面申請用）（別記様式第4号。以下「証明受理簿（書面申請用）」という。）に必要事項を記入する。

イ 受理上の留意事項

証明申請を受理するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 一括による証明申請の取扱い

前記ア(ア)に規定する書類は、自動車1台ごとに必要部数を提出させる。

ただし、保管場所の位置を同一とする証明申請が2台以上の自動車について一括して提出された場合は、使用権原書及び所在・配置図は、1台の自動車の証明申請についてのみ提出すれば足りる。

(イ) 車台番号未確定の申請等の取扱い

証明申請を受けた時点において車台番号が確定していないため提出を受けた書類の車台番号欄が空欄となっているものについては、有効なものとして受理する。ただし、当該書類の車台番号欄に確定した車台番号が記入されるまで証明通知しない。

(ウ) 書類の訂正

a 証明申請書、所在・配置図の記載事項を変更する場合は、証明申請者に加除訂正させる。ただし、証明通知後にあつては、加除訂正を認めないので、新たな証明申請書等必要な書類を提出させる。

- b 使用権原書の記載事項を変更する場合は、当該書類の作成名義者に加除訂正させる。

(エ) 報告又は資料の提出

証明申請書、使用権原書等に疑義があるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第4号の2）を作成し、報告・資料提出回答書（別記様式第4号の3）とともに、警察署長から交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を通じて証明申請者に交付し、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めること。この場合において、資料の提出は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面により行わせる。

なお、証明申請者が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に住所又は使用の本拠の位置を有するときは、富山県公安委員会を経由して当該都道府県公安委員会に対し、報告又は資料の提出要求の措置を行うことを依頼する。

- a 証明申請者の住所又は使用の本拠の位置を確認するための書面

次に掲げるもののうちいずれかとする。

- (a) 住民票の写し
- (b) 印鑑証明書
- (c) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

- b 使用権原を確認するための書面

次に掲げるもののうちいずれかとする。

- (a) 保管場所の土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- (b) 保管場所の土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

(2) 現地調査

ア 現地調査の要領

証明申請を受理したときは、当該証明申請に係る保管場所の現地調査（以下「現地調査」という。）を行い、(3)に規定する要件に適合するか否かを審査するものとする。ただし、国、地方公共団体又は行政執行法人が証明申請者である場合で、当該証明申請に係る保管場所がその所有であるときは、現地調査をすることなく、当該保管場所の管理責任者の自認書の審査で足りる。

イ 現地調査の委託

現地調査に係る事務（以下「現地調査事務」という。）は、その能力を有すると認められる法人（以下「現地調査事務委託先」という。）に委託して行うことができるものとし、この場合においては、次の要領によるものとする。

- (イ) 警察署長は、証明申請を受理したときは、当該警察署に係る現地調査事務委託先の現地調査担当者（以下「現地調査員」という。）に対し、証明申請書の正

本及び証明申請の関係書類（以下このイにおいて「関係書類」という。）を渡して調査を指示する。この場合においては、自動車保管場所現地調査指示簿（書面申請用）（別記様式第5号）にその指示月日等を記載し、交通課長、交通課長代理又はそれ以上の階級の者（以下「交通担当課長等」という）が記載内容を確認した上で押印し、現地調査員の受託印を徴する。

- (イ) 警察署長は、原則として、調査を指示した日から休日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除き2日以内に現地調査員から自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式第5号の2。以下「調査結果報告書」という。）により調査結果を報告させ、その調査結果を保管場所管理システムへ入力させる。
- (ロ) 警察署長は、現地調査事務委託先に自動車保管場所現地調査処理簿（別記様式第5号の3。以下「現地調査処理簿」という。）を備え付けさせ、調査結果の報告がなされた場合は、関係書類及び調査結果報告書を受け取り、現地調査処理簿でその経過を明らかにする。
- (エ) 警察署長は、現地調査に係る事務が迅速かつ適正に行われるよう必要な指導監督を行う。

ウ 現地調査の留意事項

現地調査の範囲は、それが保管場所として確保されているかどうかの内容にとどまらせること。現地調査のため土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方の承諾を得た上で立ち入るようにし、できる限り証明申請者の立会いを求めること。

(3) 保管場所の要件

証明申請に係る保管場所の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 保管場所の位置

保管場所は、証明申請に係る使用の本拠の位置から直線で2キロメートル以内の距離にあること。

イ 保管場所の使用権原期間

他人が所有し、又は他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、証明申請者が、証明申請以後おおむね1年（保管場所が月ぎめの駐車場の場合は、1箇月）以上継続して保管場所を使用する権原を有していること。

ウ 保管場所の大きさ等

保管場所は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定による自動車の通行の禁止の規制が行われていたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定による自動車の通行の制限に抵触する場合等法令の規定により自動車が通行する事ができないこととされる道路以外の道路と接続し、自動車を支障なく出

入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

エ 保管場所の実態

証明申請に係る保管場所が倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的で使用されている場所であるなど保管場所として使用できない実態のものでないこと。

3 自動車保管場所証明書の交付等

(1) 自動車保管場所証明書の交付

現地調査の結果、証明申請に係る保管場所が前記2(3)の要件を満たし、保管場所として確保されていると認められるときは、証明申請書の正本及び副本の証明書欄に認定した年月日を記入した上、正本については、警察署長の職印を押印し、自動車保管場所証明書（以下「保管場所証明書」という。）として証明申請者に交付し、証明受理簿（書面申請用）に受領確認の記名等を受け、副本については、警察署において保管するものとする。この場合において、証明申請書に加除訂正があるときは、当該箇所を重ねて警察署長の職印を押印すること。ただし、交付後の加除訂正は認めない。

(2) 保管場所証明書の却下

現地調査の結果、証明申請に係る保管場所が前記2(3)の要件を満たさず、保管場所として確保されていると認められないときは、証明申請者に対し、その理由を速やかに連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による処分に係る教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による処分に係る教示を、教示文を記載した書面を交付して行い、受理した証明申請書の正本に「却下」と朱書きして返還するものとする。

(3) 保管場所証明書の再交付

保管場所証明書は、盗難に遭い、遺失し、又は汚損するなどの理由で交付後1箇月以内に再交付の申請を受けたときに限り、次により再交付することができる。

ア 再交付の申請は、証明申請書1通を先に保管場所証明書を交付した警察署長に提出して行わせる。この場合においては、当該証明申請書の上部欄外の余白に「再交付」と朱書きさせるものとし、手数料は、徴収しない。

イ 前記アの証明申請書を受理した場合においては、現地調査を省略して保管場所証明書を再交付することができる。この場合において、証明年月日は、先に交付した保管場所証明書の証明年月日とする。

ウ 保管場所証明書の再交付をしたときは、先に交付した保管場所証明書の副本の欄外にその旨を記載し、経過を明らかにしておく。

4 交付後の再申請

(1) 対象

証明内容（自動車、使用の本拠の位置及び保管場所の位置）の同一性を失わない

ものを対象とする。

内容の同一性がない場合は、別個の申請として取り扱う。

(2) 取扱要領

ア 申請書類

交付後の再申請に必要な書類は次に掲げるとおりとする。

- ・先に交付した自動車保管場所証明書の写し
- ・新たな自動車保管場所証明申請書
- ・添付書類（使用権原書、所在・配置図）は省略を認める。ただし、添付書類の記載事項に誤記がある場合は、新たに提出させる。

イ 手数料

盗難、遺失又は汚損による再交付とは異なることから、手数料条例に規定する手数料を納付させる。

ウ 現地調査

現地調査は省略する。

(3) 経過の記録化

ア 証明申請書の上部欄外の余白に「再申請」と朱書きさせる。

イ 受理した際は、証明受理簿（書面申請用）を朱書きで記載するなどし、交付後の再申請であることを明らかにする。

ウ 再申請による新たな証明書を交付したときは、先に交付した保管場所証明書の副本の欄外にその旨を記載し、経過を明らかにしておく。

第5 電子申請に係る保管場所証明等事務

1 電子申請による受理

(1) 保管場所管理システムにより、電子申請の到達を認知したときは、当該申請の内容を出力の上、次の事項が入力されていることを確認し、受理するものとする。

ア 証明申請に記載すべき事項

イ 使用権原書に記載すべき事項

ウ 所在・配置図に記載すべき事項

(2) 電子申請に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に対してなされたものであることを確認するとともに、他の警察署の管轄区域内にあるときは当該警察署に転送するものとする。

(3) 手数料の徴収

手数料条例に規定する手数料を電子情報処理技術を用いて徴収する。

(4) 入力事項の補正の通知

(1) による入力事項に誤入力等があるときは、申請者に対し、保管場所管理システムを使用して補正すべき事項を通知するものとする。

なお、保管場所証明通知送信後においては訂正できない。

(5) 車台番号の照会

車台番号が入力されていないときは、現地調査を終えて第4の2(3)に規定する要件に適合すると認められる場合に、保管場所管理システムを使用して、車台番号を照会するものとする。この場合において、(5)により補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会する。

2 現地調査

「第4の2(2)」に準拠して行うこととする。ただし、「第4の2(2)イ(7)」に規定する「自動車保管場所現地調査指示簿(書面申請用)」を「自動車保管場所現地調査指示簿(電子申請用)(別記様式第6号)」に読み替えるものとする。

3 保管場所の要件

「第4の2(3)」に準拠するものとする。

4 証明通知

(1) 証明許可の通知

現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められ、かつ車台番号が特定されたものについては、証明許可の情報に警察署長の電子署名を付して申請者に送信する。

(2) 証明不許可の通知

現地調査の結果、証明申請に係る保管場所が前記3の要件を満たさず、保管場所として確保されていると認められないときは、証明不許可の情報に警察署長の電子署名を付して証明申請者に送信する。

5 証明通知を行わない場合の措置

次に掲げるいずれかに該当し証明通知を行わないときは、証明申請者に対し、証明通知を行わない旨並びに当該処分について、行政不服審査法の規定による処分に係る内容及び行政事件訴訟法の規定による処分に係る教示の内容を通知しなければならない。

(1) 現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないとき。

(2) 1(5)により補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした日から起算して5日(休日を除く)以内に補正がなされなかったとき。

(3) 1(6)により車台番号を照会した場合において、当該照会をした翌日から起算して30日以内に回答がなされなかったとき。

第6 届出

1 届出を必要とする自動車

(1) 届出を必要とする軽自動車(二輪を除く。)

ア 使用の本拠の位置を政令附則第2項第2号に規定する地域(以下「軽自動車適

用地域」という。)以外の地域から軽自動車適用地域に変更し、かつ、保管場所の位置を変更した場合の当該自動車

イ 現に軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている未届出の軽自動車(二輪を除く。)のうち、保有者の変更があった場合に、新保有者が軽自動車適用地域にその使用の本拠の位置を有して運行の用に供しようとするもの

ウ 新規に運行の用に供しようとする当該自動車(使用の本拠の位置が軽自動車適用地域にあるものに限る。)

エ 運送事業用自動車である軽自動車(二輪を除く。)が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするときの当該自動車(使用の本拠の位置が軽自動車適用地域にあるものに限る。)

オ 前記アからエまでの自動車に該当したことによる届出に係る保管場所の位置を変更した自動車(使用の本拠の位置が軽自動車適用地域にあるものに限る。)

カ 変更後の保管場所の位置を変更した自動車(使用の本拠の位置が軽自動車適用地域にあるものに限る。)

(2) 届出を必要とする保管場所証明を受けた自動車

ア 保管場所証明を受けた自動車のうち、当該保管場所証明に係る保管場所の位置を変更した自動車(使用の本拠の位置の変更を伴わないものに限る。)

イ 変更後の保管場所の位置を変更した自動車(使用の本拠の位置の変更を伴わないものに限る。)

(3) 届出を必要とする運送事業用自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)

ア 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするときの当該自動車(前記第3の2又は3の登録を受けようとする自動車を除く。)

イ 前記アの自動車に該当したことによる届出に係る保管場所の位置を変更した自動車(使用の本拠の位置の変更を伴わないものに限る。)

ウ 変更後の保管場所の位置を変更した自動車使用の本拠の位置の変更を伴わないものに限る。)

2 届出に必要な書類等

(1) 届出に必要な書類

届出に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

ア 規則別記様式第2号の自動車保管場所届出書(以下「届出書」という。)

イ 使用権原書

ウ 所在図及び配置図

(2) 使用権原書

前記第4の1(2)の規定は、届出に必要な使用権原書について準用する。

(3) 所在図及び配置図

前記第4の1(3)の規定は、届出に必要な所在図及び配置図について準用する。

3 届出の処理

(1) 届出の受理

届出は、郵便による届出書の提出（以下「郵送による届出」という。）によっても行うことができることとし、届出の受理は次により行なうものとする。

ア 一般受理要領

(ア) 届出は、届出を行う保有者（以下「届出者」という。）から、当該届出に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に対し、届出書1通、使用権原書1通、所在・配置図1通（以下「届出書等」という。）を提出させる。

(イ) 届出を受けたときは、提出された書類を点検し、適正と認めたときは、これを受理する。

(ロ) 届出を受理したときは、自動車保管場所届出受理簿（別記様式第7号。以下「届出受理簿」という。）に必要事項を記入する。

イ 郵送による届出の受理要領

(ア) 届出は、届出者から届出書等及び届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書を封書に同封させた上、当該届出に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に郵送により提出させることができる。

(イ) 警察署長は、郵送された書類を点検し、適正と認めたときはこれを受理し、内容に誤り又は不備がある場合は不受理とする。

(ロ) 前記(イ)において受理した場合は、届出受理簿に必要事項を記載するとともに、通知書（返信用葉書）に当該届出を受理した旨を記載して届出者に返送する。

なお、不受理とした場合は、その理由及び訂正のために届出者の来署を求める旨を通知書に記載して届出者に返送する。

(ハ) 届出者が来署した際は通知書を提示させ、届出書等の訂正後に受理し、届出処理簿に必要事項を記載する。

ウ 受理上の留意事項

(ア) 一括による届出の取扱い

前記ア(ア)に規定する書類は、自動車1台ごとに必要部数を提出させること。ただし、保管場所を同一とする届出が2台以上の自動車について一括して提出された場合は、使用権原書及び所在・配置図は、1台の自動車の届出についてのみ提出すれば足りる。

(イ) 書類の訂正

a 届出書、所在・配置図の記載事項を変更する場合は、届出者に加除訂正させる。

b 使用権原書の記載事項を変更する場合は、当該書類の作成名義者に加除訂正させる。

(ウ) 郵送による提出書類

郵送による提出書類は、届出書等に限る。

(エ) 誤って郵送された届出書等の取扱い

届出者が警察署の管轄を誤って郵送してきたときは、当該届出に係る保管場所を管轄する警察署に逋送等により転送する。

なお、この場合、届出処理簿に受理番号を記載せずに届出内容及び転送状況等を記載し、その処理のてん末を明らかにする。

(オ) 報告又は資料の提出

前記第4の2(1)イ(エ)の規定は届出について準用する。この場合において、同(エ)中「証明申請書」とあるのは、「届出書」と、「証明申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

(2) 保管場所の要件

前記第4の2(3)の規定は、届出について準用する。

第7 代理による証明申請等

1 代理による証明申請

証明申請に係る関係書類の警察署への提出及び保管場所証明書の受領は、証明申請者の委託を受けた代理人においても行うことができるものとする。この場合において、前記第4の3(1)の受領確認は、代理人の記名等とする。

2 代理による届出

届出に係る関係書類の警察署への提出は、届出者の委託を受けた代理人においても行うことができるものとする。

3 代理による再交付申請

保管場所証明書の再交付申請に係る関係書類の警察署への提出及び再交付に係る保管場所証明書の受領は、当該再交付の申請者の委託を受けた代理人においても行うことができるものとする。

第8 データ入力の特任

1 データ入力

保管場所管理システムに係るデータ入力は、当該警察署に係る自動車保管場所データ入力事務委託先に委託して行うことができる。この場合において、警察署長は、データ入力員に、証明申請書等の関係書類を渡してデータ入力を行わせるものとし、自動車保管場所証明申請データ入力指示簿（別記様式第8号）、自動車保管場所届出デ

ータ入力指示簿（別記様式第8号の2）にそれぞれその指示月日等を記載し、交通担当課長等が記載内容を確認した上で押印し、データ入力員の受託印を徴する。

2 データ入力状況の管理

警察署長は、データ入力事務委託先に自動車保管場所証明申請データ入力処理簿（別記様式第9号）及び自動車保管場所届出データ入力処理簿（別記様式第9号の2）を備え付けさせ、その経過を明らかにする。

3 修正・削除登録

警察署長は、データ入力事務委託先に保管場所管理システムに登録されたデータの修正・削除を指示することができる。

この場合においては、証明申請等入力データ修正・削除指示書（別記様式第10号。以下「修正・削除指示書」という。）を作成し、交通担当課長等が内容を確認し、委託者欄に押印し、受託者に交付して修正・削除登録を指示する。

警察署長は、指示した修正・削除登録が完了した際は、証明申請等入力データ修正・削除報告書（別記様式第10号の2）を作成させ、交付した修正・削除指示書に添付して提出させる。

第9 委託件数の確認

警察署長は、現地調査事務及びデータ入力事務の委託先（以下この第9において「受託者」という。）から、自動車保管場所現地調査事務委託契約書及び自動車保管場所データ入力事務委託契約書に基づき、委託件数の確認を依頼された場合においては、その内容を確認し、誤りがないと認めたときは、その年月日及び警察署長名を記入し、職印を押印した確認書を作成し、受託者に交付する。

第10 報告

警察署長は、毎月の保管場所証明、届出等に係る事務の取扱状況について、自動車保管場所証明等取扱状況報告書（別記様式第11号）により、翌月の10日までに交通規制課長に報告するものとする。

（様式省略）